

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	河川課	検索番号	1-16
法令名	河川法	根拠条項	第 37 条の 2	
許認可等	土地の占用等に関する水防管理団体等との協議			
<p>(根拠規定)</p> <p>(土地の占用等に関する水防管理団体等の特例)</p> <p>第 37 条の 2 水防管理団体又は水防協力団体 (水防法第 36 条第 1 項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下この条において同じ。) が行う水防に必要な器具、資材又は設備を保管するための倉庫その他これに類する施設として国土交通省令で定めるものの設置についての第 24 条、第 26 条第 1 項及び第 34 条第 1 項 (第 24 条の許可に係る部分に限る。) の規定の適用については、水防管理団体又は水防協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部施行について (平成 25 年 7 月 11 日付け国水政第 30 号国土交通省水管理・国土保全局長通知)</p> <p>二 河川法関係</p> <p>3 土地の占用等に関する水防管理団体等の特例について (河川法第 37 条の 2 関係)</p> <p>水防倉庫等は、ショベル、排水ポンプ等の器具、土のう等の資材、ポンプ車等の設備を保管する目的で設置されるものであり、水災発生時には水防活動を実施する拠点として極めて重要である。これらの施設が河川区域内に設置できれば、水災発生時においても迅速な対応が可能な場合もあることから、これを促進するために、水防管理団体又は水防協力団体が水防倉庫等を設置しようとする場合に必要となる土地の占用許可等 (河川法第 24 条、第 26 条第 1 項及び第 34 条第 1 項) の特例を設けることとしたものである。</p> <p>特例の内容としては、水防管理団体又は水防協力団体と河川管理者の協議が成立することをもって、土地の占用許可等の許可又は承認があつたものとみなすこととしている。本特例は、水防管理団体は公的機関であること、水防協力団体は水防管理者が水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる主体として指定を受けた団体であること、水防倉庫等の設置に限定されていること等から、手続きの簡素化を図ることとしたものである。</p>				